

消費税率の引上げに伴う消費税の取扱いと現場検査料の改定について(ご案内)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月1日に消費税率を8%から10%に引き上げることが予定されています。4月以降に申し込まれる住宅瑕疵保険の現場検査料には最終適合日の消費税率が適用されるため、過渡期における消費税の取扱いと、これに伴う現場検査料の改定についてご案内します。

1. 9月30日までの申込みに対する消費税の取扱いについて

8%の税率でお支払いいただき、現場検査の最終適合日が10月以降となった物件について10%との差額を追加でお支払いいただきます。

例外として、建設工事が長期にわたる階数4以上の大規模共同住宅については、4月1日以降に申し込まれた物件から、確実に9月30日までに現場検査が完了する物件を除き、10%の税率でお支払いいただきます。

2. 上記に伴う現場検査料の改定について

過渡期における消費税の取扱いに伴い現場検査料を改定4月1日付で改定します。今回の改定は10円未満の端数調整をなくし、適用される消費税額を明確にすることを目的とするものです。

■住宅かし保険の現場検査料(1回あたり)

延べ床面積	現行	改定後			
	税込(8%)	税抜	税込(8%)	税込(10%)	差額
100㎡未満	11,880	11,000	11,880	12,100	220
100㎡以上 125㎡未満	13,610	12,580	13,586	13,838	252
125㎡以上 150㎡未満	19,010	17,580	18,986	19,338	352
150㎡以上 500㎡未満	24,410	22,580	24,386	24,838	452
500㎡以上 2000㎡未満	33,480	31,000	33,480	34,100	620
2000㎡以上 5000㎡未満	51,190	47,380	51,170	52,118	948
5000㎡以上	82,730	76,600	82,728	84,260	1,532

■現場検査料に適用される消費税率について

住宅瑕疵保険の現場検査料には新築工事の請負契約と同様の経過措置が設けられており、3月31日までに申し込まれた物件の現場検査料に対しては、最終適合日に関わらず8%の消費税が適用されます。

なお、保険料については、消費税率の引上げを踏まえた料金改定を10月1日付で実施する予定です。

以上